

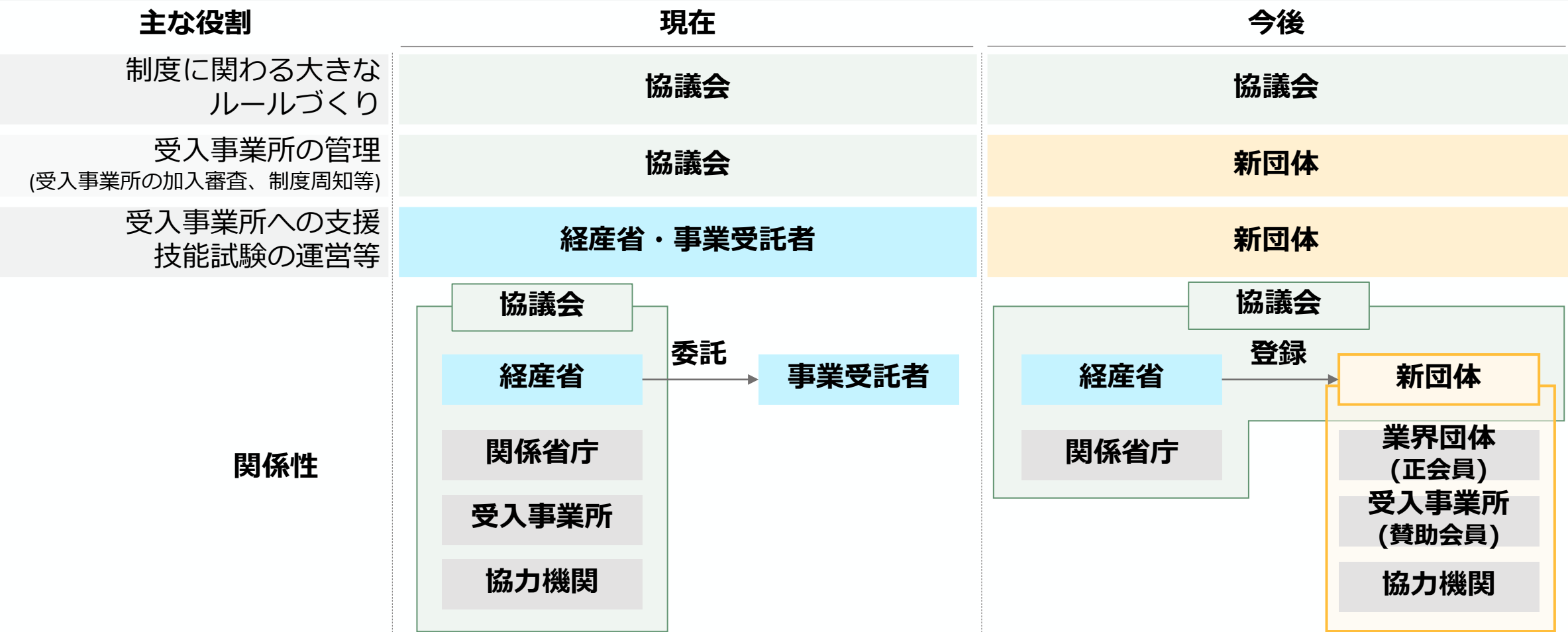
御説明資料

2025年 3月

経済産業省 製造産業局

Q1. 新団体の役割、協議会との関係性

- 現在、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（通称「協議会」）はルールづくりや受入事業所の管理を実施。協議会とは別途、経産省が技能試験の運営や受入事業所等の支援を委託事業で実施。
- 今後、協議会はルールづくりを主に実施し、新団体が受入事業所の管理、支援、技能試験の運営等を行う。受入事業所の加入先を協議会から新団体に変更し、協議会には新団体が代表して加入する。



Q2. 正会員、賛助会員の違い

- 正会員は業界団体、賛助会員は受入事業所になっていただくもの。

Q3. 受入事業所(賛助会員)の所属先、根拠規定

- 工業製品製造業分野において特定技能外国人を受け入れる全ての事業所には、事業所単位で新団体へ加入いただき、年会費をお支払いいただく。
- 受入事業所の所属先は、従来の協議会から新団体へ変更する。現在協議会に加入している者の新団体への移行手続は、別途、御案内差し上げる。
- 2025年3月11日、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の4第1項の規定に基づく工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を改正し、新団体の設置、特定技能外国人の受入れ事業所の新団体加入の条件付けを方針付けたところ。改正後の方針を踏まえ、同法に基づく関連規定を5月末までに整備していく。

Q4. 協力機関(登録支援機関等)への制度情報等の案内

- 今後は、登録支援機関等の協力機関への制度情報等の周知を、協議会からでなく新団体から実施する。協議会と同様、協力機関の新団体への加入は任意とする。詳細は別途御案内する。

Q5. 年会費の必要性

- 2024年3月の閣議決定により、製造業分野における1号特定技能外国人の受入れ見込数が49,750人から173,300人（約3.5倍）へと大幅に増加され、対象となる業務区分が3区分から10区分へと拡大された。これに伴い、今後より多くの外国人が製造業分野で活躍することが見込まれるところ、一層の運営体制の拡充と製造現場のニーズに沿った対応の両方が不可欠となっている。
- 業務の大幅な拡大見込みやサービスの拡充に対応すべく、本制度の受入産業の業界団体や受入事業所が主体的に関わる仕組みとして、会費負担を通じた持続的な制度運営を行う新団体が必要。

Q6. 中小企業への配慮

- 賛助会員の年会費で、大企業と中小企業に2万円の差を設けている。
- 中小企業の範囲は、中小企業基本法の中小企業者の定義に準拠し、入会する事業所を営む事業者のうち「資本金の額又は出資の総額が三億円以下」「常時使用する従業員の数が三百人以下」のいずれかを満たす者とする。

Q7. 新団体の提供サービス

- 協議・連絡会及び委託事業で実施してきた、技能試験の作成・実施や相談窓口の運営等を引き継ぎつつ、以下の支援・サービスを新規に実施する。
 - ・ 特定技能評価試験対策講座の実施、試験対策資料の拡充
 - ・ 在留申請・報告書の作成セミナーの開催 等
- ※支援・サービスは、会員から寄せられる意見・要望や本団体の毎年度の収支等を勘案して拡大・改善していく。

Q8. 今後の想定スケジュール

- 2025年3-5月 関係法令等の整備、正会員（業界団体）の入会受付開始
- 6月 新団体発足、事業開始
- 7-9月 賛助会員（受入事業所）の入会申請、会費支払い受付
- 10月 会費財源によるサービスの提供開始